

大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

大和市社会教育委員に関する条例（昭和43年大和市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。